

富岡市きれいなまちづくり条例

平成 18 年 3 月 27 日

条例第 117 号

(目的)

第 1 条 この条例は、きれいなまちづくりを推進するため、市民一人ひとりの環境美化に対する意識を向上させ、市、市民等、事業者、所有者等の責任と役割を明確に示すとともに、それぞれが協力、連携し地域の環境を自ら守り、市民の誰もが安心して気持ちよく暮らせるまちにすることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市民及び市内に滞在する者又は通過する者をいう
- (2) 事業者 市内において事業活動を行うすべての者をいう
- (3) 所有者等 市内において土地又は建物を所有し、又は占有し、又は管理する者をいう
- (4) 公共の場所 公園、道路、河川、水路その他公共の用に供する場所をいう
- (5) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 1 項から第 5 項までに規定する廃棄物をいう
- (6) 自転車等 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 10 号及び第 11 号の 2 に規定する原動機付自転車及び自転車並びに道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条第 2 項に規定する自動車(機能の全部又は一部を失った状態のものを含む。)をいう
- (7) 不法投棄 廃棄物や自転車等をみだりに投棄すること又は廃棄物の不適正な埋立処分をすることをいう
- (8) ごみのポイ捨て 缶、瓶、紙、プラスチックその他の容器及び包装、たばこの吸い殻、ガムのかみかす、紙くずその他散乱性の高いごみをみだりに捨てることをいう
- (9) 落書き 公共の場所及び他人の土地、建物又は工作物に許可を得ることなくみだりに文字、模様等を描くことをいう
- (10) 放置 自転車等が正当な権限に基づき決められた場所以外に相当な期間にわたり置かれていることをいう
- (11) 回収容器 ごみを回収するための容器をいう
- (12) 空き地 所有者等が使用していない、又は使用していないのと同様の状態にある市内の土地をいう

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するために必要な施策を総合的に実施するとともに、その実施について、市民等、事業者、所有者等、関係諸団体に対して協力を要請するものとする。

2 前項の施策は、次に掲げる事項とする。

(1) 不法投棄及びごみのポイ捨ての防止等に関する市民等、事業者、所有者等の意識の向上及び広報活動の推進に関すること。

(2) 自転車等及びふんの放置の防止等に関する市民等の意識の向上及び広報活動の推進に関すること。

(3) 空き地の管理及びごみ出しマナーの向上等に関する市民等、事業者、所有者等の意識の向上及び広報活動の推進に関すること。

(4) 環境パトロールの実施体制の整備に関すること。

(5) 市民等又は事業者が実施する自主的な美化活動の推進に関すること。

(6) その他環境美化に必要と認める事項

3 市は、きれいなまちづくりの施策を推進するため、近隣の市町と連絡及び調整を図るものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、自宅周辺をきれいにする等、地域の良好な生活環境の保全に努めなければならない。

2 市民等は、家庭の外で自ら生じさせたごみは持ち帰り、又は回収容器等に収納しなければならない。

3 市民等は、お互いの助け合いの精神に基づき、地域社会における連帯意識を高めるとともに、きれいなまちづくりのための自主的な活動を推進するよう努めなければならない。

4 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自己の施設及びその周辺をきれいにする等、地域の良好な生活環境の保全に努めなければならない。

2 事業者は、前項に規定する事業者の責務について、従業員等その事業活動に従事する者に周知するとともに、環境美化意識の啓発に努めなければならない。

3 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する土地、建物及びその周辺をきれいにする等、地域の良好な生活環境の保全に努めなければならない。

2 所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(環境美化推進員)

第7条 市長は、きれいなまちづくりの推進について熱意と見識を有する者のうちから環境美化推進員を委嘱することができる。

2 環境美化推進員は、市が実施する施策に協力し、その他環境美化の推進に関する活動を行うものとする。

(美化活動の支援)

第8条 市長は、公共の場所における清掃、ごみのポイ捨ての防止に関する意識啓発その他の自主的な美化活動を行う者に対し、その活動に必要な支援を行うことができる。

(顕彰)

第9条 市長は、きれいなまちづくりに貢献した者に対し、顕彰を行うことができる。

(環境美化の日)

第10条 市長は、きれいなまちづくりの推進について、市民等、事業者及び所有者等の関心と理解を深めるため、環境美化の日を設けることができる。

(自転車等放置の禁止)

第11条 自転車等の利用者は、自転車等を放置することにより、公共の場所及び他人の土地の生活環境を悪化させてはならない。

2 自転車を所有する者は、氏名等を明記し、その所有が分かるようにしなければならない。

(投棄の禁止)

第12条 市民等、事業者及び所有者等は、不法投棄をしてはならない。

(ポイ捨ての禁止)

第13条 市民等、事業者及び所有者等は、ごみのポイ捨てをしてはならない。

(落書きの禁止)

第14条 市民等、事業者及び所有者等は、落書きをしてはならない。

(ふんの放置の禁止)

第15条 犬猫等の飼い主又は管理者(以下「飼い主等」という)は、犬猫等のふんを放置することにより公共の場所及び他人の土地を汚してはならない。

2 飼い主等は、犬等を散歩させる際には、ふんを処理するための用具を携帯し、犬等がふんをしたときは、直ちにそのふんを回収しなければならない。

(回収容器の設置及び管理)

第16条 自動販売機により飲食物を販売する者は、その販売によって生ずる空き缶等が投棄されないように回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

2 前項の規定により回収容器を設置した者は、回収した空き缶等のうち資源化の可能なものについて、その再資源化に努めなければならない。

(空き地の管理)

第 17 条 空き地の所有者等は、投棄された廃棄物を放置し、又は雑草等を繁茂させることにより周辺的生活環境を損なうことのないよう、常に空き地を適切に管理しなければならない。

(違反ごみ出しの禁止)

第 18 条 市民等は、違反ごみ出しをしてはならない。

2 ごみ集積所に家庭系一般廃棄物(以下「家庭ごみ」という)を搬出する者(以下「搬出者」という)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 居住地域の家庭ごみの収集日
- (2) 家庭ごみの排出時間
- (3) 家庭ごみの分別方法
- (4) 定められたごみ集積所の利用
- (5) その他市長が定める事項

3 搬出者は、定められた利用集積所及びその周辺の衛生管理に努めなければならない。

(指導又は勧告)

第 19 条 市長は、第 11 条から前条までの規定に違反した者に対し、必要な指導又は勧告を行うことができる。

(措置命令)

第 20 条 市長は、前条の規定による指導又は勧告に従わない者に対し、履行期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(報告の徴収)

第 21 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、前条の規定による措置命令を受けた者に対し、その措置命令による改善状況その他必要な事項について、報告を求めることができる。

(立入調査)

第 22 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定した職員に、不法投棄箇所、自転車等の放置箇所、ごみのポイ捨て箇所、自動販売機が設置されている土地若しくは建物又は空き地の立入調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(公表)

第 23 条 市長は、第 20 条の規定により必要な措置を講ずるよう命じられた者が、その措置命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(委任)

第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 25 条 第 11 条から第 18 条までの規定に違反し、かつ、第 20 条の規定による措置命令に従わない者は、3 万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という)の前日までに、合併前の富岡市きれいなまちづくり条例(平成 16 年富岡市条例第 16 号。以下「合併前の条例」という)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。